

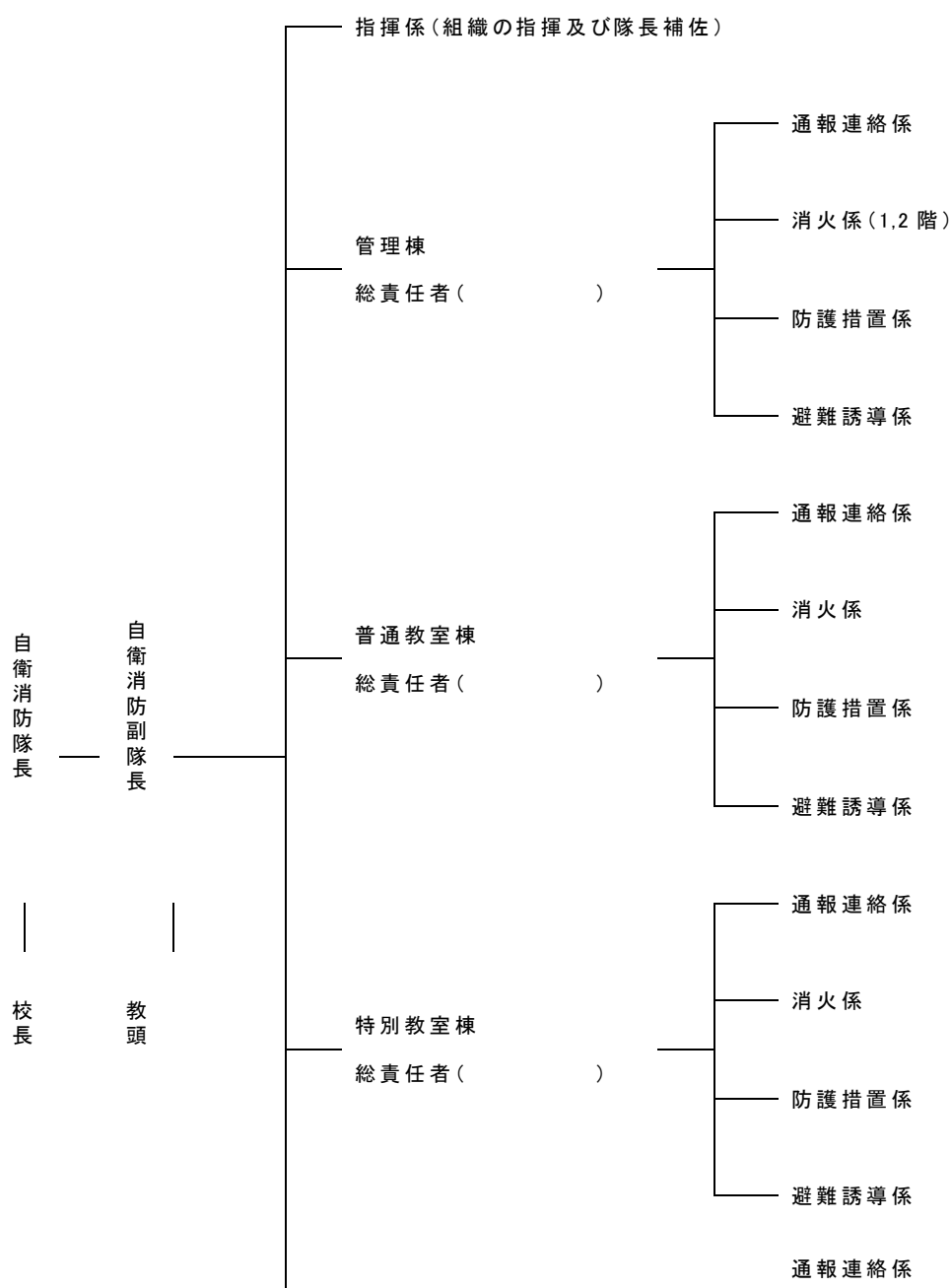
1. 防災に関する規程

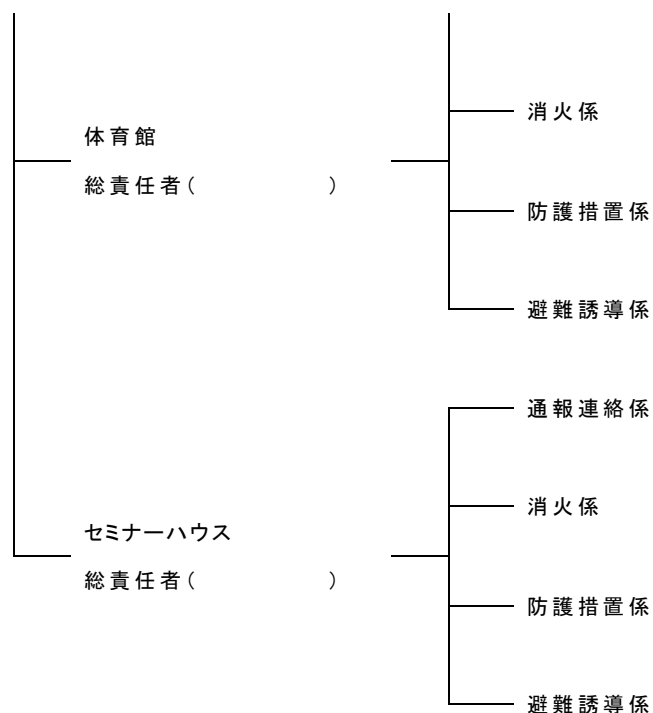
1 消防の任務・組織

(1) 任務

- ①通報連絡係：(通報) 消防機関に対する通報とその確認。
：(連絡) 校内への出火の報知、消防隊への情報提供。
関係官公署会社等への連絡にあたる。
- ②消 火 係：火災時における生徒、職員の消火活動の指導にあたる。
- ③避難誘導係：(誘導) 出火時における生徒、職員の避難誘導にあたる。
- ④防護措置係：消防隊の誘導及び召募活動の障害物の除去等にあたる。

(2) 組織





(3) 防災教育及び訓練

① 防災教育

- ア 職員に対する年一回以上の教育
- イ 消防計画の周知徹底
- ウ その他火災予防上必要な事項

② 防災訓練

通報、消火、避難、誘導の各々の訓練を定期的に行う。

(4) その他

災害発見と同時に本職員室に連絡し、人的被害がないよう適切な行動をとり、物的被害を最小限度にとどめるように努める。連絡を受けた職員は直ちに職員生徒に適切な指令を発し、すみやかに活動を開始すること。

附 則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。